

教育委員会制度改革について

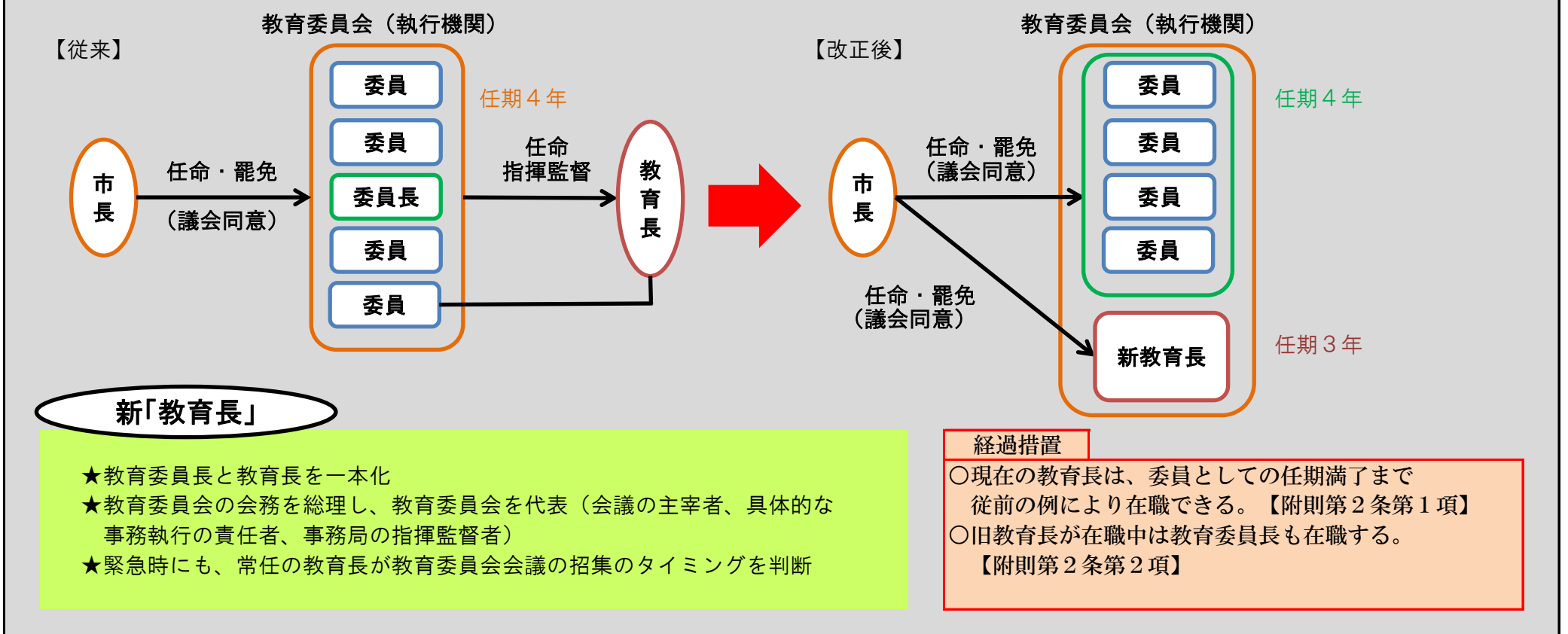
～地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要～

H27. 4. 1 改正地方教育行政法が施行。主な改正点は以下のとおり。

POINT① 教育長

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

■新教育長のイメージ



POINT② 教育委員会

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
 - ・教育委員の定数の1/3以上からの会議の招集の請求
 - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること

POINT③ 総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ① 教育行政の大綱の策定
 - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

POINT④ 大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱に基づき、それぞれの所管する事務を執行。